

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和8年3月4日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2500184 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2500025 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者のA社（平成 15 年 11 月 10 日以降は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②及び④について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 9 年 5 月 1 日から平成 10 年 3 月 1 日まで
② 平成 10 年 3 月 1 日から平成 11 年 8 月 16 日まで
③ 平成 11 年 8 月 16 日から同年 11 月 1 日まで
④ 平成 11 年 11 月 1 日から平成 18 年 11 月 21 日まで

私は、A社へ平成 9 年 5 月頃に入社し、3 か月ほど事務職として勤務し、給与は 15 万円、その後はC業務やD業務を業務内容として勤務し、給与は 30 万円、平成 12 年にE免許を取得後はF職として勤務し、給与は 35 万円くらいだった。入社してから会社が倒産するまでは、途中で退職することなく、継続して勤務していたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者のA社における雇用保険被保険者記録の資格取得年月日は、平成 10 年 3 月 1 日であることが確認できるところ、全国健康保険協会G支部の回答によると、請求者は、同社の請求期間当時の事業主である父親（以下「事業主」という。）の被扶養者（認定年月日は昭和 62 年 7 月 1 日、解除年月日は平成 10 年 3 月 2 日）であることが確認できる上、請求者が同社における給与の振込先であったとするH銀行が提出したお取引明細（以下「お取引明細」という。）によると、請求期間①において概ね定期的な現金入金額は確認できるものの、A社から支払われた給与であることは確認できない。

また、事業主は、請求者はA社において 18 歳頃からアルバイトで勤務していたが、正式な入社日は覚えていないと陳述している上、請求者に係る賃金台帳等の資料も保管していないと回答しており、請求者が同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の平成 18 年 11 月 22 日付けで就任したことが閉鎖事項全部証明書により確認できる代表取締役（以下「代表取締役」という。）へ照会文書を送付したが、「あて所に尋ねあたりません」として返送されたことから、請求者に関する書類等を得ることができない。

さらに、請求期間①においてA社における厚生年金保険の被保険者記録がある者へ照会したが、請求者の勤務期間等についての回答は得られず、請求者も請求期間①に係る給与明細書等

の資料を所持していないことから、請求者の請求期間①における具体的な勤務実態を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務状況及び厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

- 2 請求期間②について、事業主は、請求者に係る賃金台帳等の資料は保管していないと回答しており、代表取締役へ照会文書を送付したが、前記1で述べたとおり返送されたことから、請求者に関する書類等を得ることができない。

また、お取引明細によると、請求期間②において概ね定期的な現金入金の額は確認できるものの、A社から支払われた給与であることは確認できない上、請求者も請求期間②に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、各月の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における各月の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において、その主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間③について、請求者の雇用保険被保険者記録によると、A社に係る資格取得年月日は平成10年3月1日、離職年月日は平成18年10月31日とされていることが確認できる。

しかしながら、事業主は、請求者は一度数か月間退職したと思う旨回答しているところ、請求者に係る賃金台帳等の資料は保管していないと回答しており、代表取締役へ照会文書を送付したが、前記1で述べたとおり返送されたことから、請求者に関する書類等を得ることができない。

また、お取引明細によると、請求期間③における入金の額は確認できない上、請求者も請求期間③に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間③における具体的な勤務実態を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間③における勤務状況及び厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

- 4 請求期間④について、請求者の雇用保険支給台帳全記録照会に記載されている離職時賃金日額によると、退職日の月前6か月間(平成18年5月から同年10月まで)の賃金月額平均は、オンライン記録の標準報酬月額(19万円及び20万円)を上回っているところ、お取引明細によると、請求期間④のうち、一部の期間については、A社から請求者へオンライン記録の標準報酬月額を上回る振込入金の額が確認できる。

しかしながら、事業主は、請求者に係る賃金台帳等の資料は保管していないと回答しており、代表取締役へ照会文書を送付したが、前記1で述べたとおり返送されたことから、請求者に関する書類等を得ることができない。

また、請求者も請求期間④に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、前述の雇用保険記録及びお取引明細からは、各月の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認する

ことができない。

このほか、請求者の請求期間④における各月の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間④において、その主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2500199 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2500026 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 法人における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 11 月 1 日から昭和 63 年 4 月 1 日まで

私は、A 法人において、昭和 62 年の秋から正社員となる昭和 63 年 4 月 1 日までの期間は、産休代替の B 職として 1 日 8 時間の常勤だったので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 法人は、請求者の勤務期間等について、昭和 62 年 11 月 25 日から昭和 63 年 1 月 16 日までの期間はフリー B 職、昭和 63 年 1 月 18 日から同年 4 月 23 日までの期間は産休代替職員と回答していること及び請求者に係る雇用保険の支給台帳全記録照会によると、就職年月日の欄に「S62/11/25」と記載されていることから、請求者は、請求期間のうち、昭和 62 年 11 月 25 日から昭和 63 年 1 月 16 日までの期間及び昭和 63 年 1 月 18 日から同年 4 月 1 日までの期間において、同法人に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 法人は、社内資料の保存期間である 5 年を経過しているため、請求者に係る賃金台帳や源泉徴収簿等の資料は保管していない旨回答しており、請求者も給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が請求期間当時の住所地とする C 県 D 市は、請求者の国民健康保険の加入履歴について、資格取得年月日は昭和 62 年 9 月 21 日 (異動事由は社保離脱)、資格喪失年月日は昭和 63 年 4 月 2 日 (異動事由は社保加入) と回答しており、オンライン記録と符合している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。